

総量削減専門委員会における検討の進め方について

総量削減専門委員会では、第8次の水質総量削減の実施状況等を踏まえ、第9次水質総量削減の在り方について検討し、その結果を水環境部会に報告するものとする。

1. 審議の進め方

次のとおり審議を進める。

■第9次水質総量削減の検討の進め方、水環境の現状の確認

第1回総量削減専門委員会（令和2年6月26日）



■関係機関等からヒアリングの実施（第2回総量削減専門委員会以降数回に分けて実施）

- ・水質総量削減制度に係る取組の実施状況を聴取する（ヒアリング対象）
 - 1) 関係省庁
 - 2) 関係都府県
 - 3) 産業界、地域で活動する環境団体

■現状・課題の整理

（主な検討事項）

- ・汚濁負荷削減対策の実施状況（第8次水質総量削減のレビュー等）
- ・指定水域の水質汚濁メカニズム及びこれを踏まえた水質将来予測



■第9次水質総量削減の在り方について（答申骨子案）の審議



■第9次水質総量削減の在り方について（答申案）の審議（令和2年12月頃を予定）



一般意見の募集（パブリックコメント）



■第9次水質総量削減の在り方について（答申案）のとりまとめ



水環境部会への報告

(参考) 第8次水質総量削減に係る検討経過

平成26年9月 第8次水質総量削減の在り方について (諮問)

総量削減専門委員会設置

【主な議題】

第1回

- ・ 第8次水質総量削減の在り方に関する諮問について
- ・ 水質総量削減の実施状況等について

第2回～第5回

- ・ 水質総量削減制度に係る取組の実施状況について
(関係者ヒアリング)

第6回

- ・ 汚濁負荷削減対策等の実施状況について
- ・ 水質将来予測について
- ・ 水質汚濁に影響を与える要因について

第7回

- ・ 指定水域における水環境改善の必要性、対策の在り方等
について (答申骨子案)

第8回

- ・ 第8次水質総量削減の在り方について (答申案)

第9回

- ・ 第8次水質総量削減の在り方について (答申案)

平成27年12月 第8次水質総量削減の在り方について (答申)

総量規制基準専門委員会設置

平成27年12月 総量規制基準の設定方法について (諮問)

平成28年5月 総量規制基準の設定方法について (答申)

平成28年9月 総量削減基本方針策定

2. 総量削減専門委員会におけるヒアリングについて

ヒアリングは、関係機関等から水質総量削減に係る取組の実施状況について行う。

(1) 想定するヒアリング項目

- ・ 下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備・高度処理化、適正な施設維持管理、合流式下水道の改善
- ・ 指定地域内事業場における適正な総量規制基準の設定・遵守、小規模特定事業場・未規制事業場等の排水規制・汚濁負荷の削減指導
- ・ 環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理、養殖漁場の環境改善
- ・ 情報発信、普及・啓発等を通じた広範な理解と協力の獲得
- ・ 干潟・藻場の分布状況等の基礎情報の整備及び保全・再生の推進
- ・ 自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等の推進
- ・ 浚渫や覆砂等の底質改善対策の推進
- ・ 窪地の埋戻しによる水環境改善の取組
- ・ 新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時における環境配慮型構造物の採用
- ・ 地域の実情に応じた、多様な主体の連携
- ・ これらの取組を進めるに当たっての課題

(2) ヒアリング対象

関係省庁、産業界、東京湾・伊勢湾・瀬戸内海の関係都府県、地域で活動する環境団体とする。

※ ヒアリング対象ごとのヒアリング項目（目安）

	関係省庁	産業界	関係都府県	環境団体
下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備・高度処理化、適正な施設維持管理、合流式下水道の改善	○			
指定地域内事業場における適正な総量規制基準の設定・遵守、小規模特定事業場・未規制事業場等の排水規制・汚濁負荷の削減指導		○ (総量規制基準の遵守状況について)	○	
環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理、養殖漁場の環境改善	○		○	
情報発信、普及・啓発等を通じた広範な理解と協力の獲得	○		○	
干潟・藻場の分布状況等の基礎状況の整備及び保全・再生の推進	○ (保全・再生)	○ (保全・再生)	○	○ (保全・再生)
自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等の推進	○		○	
浚渫や覆砂等の底質改善対策の推進	○		○	
窪地の埋戻しによる水環境改善の取組	○		○	
新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時における環境配慮型構造物の採用	○		○	
地域の実情に応じた、多様な主体の連携	○	○	○	○
これらの取組を進めるに当たっての課題	○	○	○	○